

要保護及び準要保護就学援助内容一覧

費 目		援助の範囲	支給区分		対象学年	支給金額	支給回数及び支給時期	
			要	準		要・準	回数	時期
学用品費 (学用品等購入費)		児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費		○	全学年	小11,630円 中22,730円	2回	7月,12月
通学用品費		児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費		○	小2～6 中2～3	小2,270円 中2,270円	2回	7月,12月
校外活動費	宿泊を伴わないもの	校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動<修学旅行を除く>)のうち, 宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料		○	実施学年	実費 小1,600円限度 中2,310円限度	1回	行事終了後 (精算終了後)
	宿泊を伴うもの	校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動<修学旅行を除く>)のうち, 宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料		○	実施学年	実費 小3,690円限度 中6,210円限度	1回	行事終了後 (精算終了後)
新入学児童生徒学用品費等		小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費		○	小1のみ 中1のみ	小57,060円 中63,000円	1回	7月
修学旅行費		修学旅行(小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る)に参加するため直接必要な交通費, 宿泊費, 見学料, 記念写真代, 医薬品代及び旅行障害保険料等	○	○	実施学年	実費 小22,690円限度 中60,910円限度	1回	行事終了後 (精算終了後)
学校給食費		保護者が負担することとなる学校給食費		○	全学年	小 単価 285円 中 単価 340円	3回	7月,12月,3月
医療費		学校保健法施行令第7条に定める疾病に係る治療費 ・トラコーマ及び結膜炎 ・白癬, 疥癬及び膿痂疹 ・中耳炎 ・慢性副鼻腔炎及びアデノイド ・う歯 ・寄生虫病	○	○	全学年	医療機関からの請求金額	その都度	
オンライン学習通信費		ICTを通じた教育が, 学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費(モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。)		○	全学年	小・中 14,000円	2回	7月,12月